



軽自動車税納税通知書の送付及び障がいをも有する方の減免について

軽自動車税納税通知書について

軽自動車税納税通知書を送付します。納期限は、5月31日(金)です。納期限内であれば、金融機関のほか、お近くのコンビニエンスストアでも納めることができます。期限までにご納付をお願いします。

障がいをも有する方の軽自動車税の減免について

障がいをも有する方のために使用される軽自動車について、下記の内容に該当する場合、申請をすることにより軽自動車税の減免を受けることができます。減免申請は、毎年度必要です。また、納付後の減免申請は受付できませんので、ご注意ください。

<減免の対象となる車両と障がいの程度>

1.減免の対象となる車両

(障がいをも有する方1人につき1台のみ対象です。)

- ・障がいをも有する方本人(納税義務者)の所有する車両
- ・障がいをも有する方と生計を同一にする方(納税義務者)の所有する車両

<申請に必要な書類>

- ①お持ちの手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)
- ②運転する方の運転免許証
- ③車検証
- ④納税義務者の個人番号カード又は個人番号通知カード
- ⑤納税通知書

▶申請期限 5月24日(金)

※申請期限を過ぎると減免申請を受付できませんのでご注意ください。

※郵送で申請する場合は事前に税務課町民税担当にご連絡ください

2.障がいの程度

手帳の種類	障がいの区分	障がいの程度(級別)	
身体障害者手帳	視覚	1級～3級、4級の1	
	聴覚	2級、3級	
	平衡機能	3級	
	音声又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合のみ)	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級～6級	
	体幹	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級～6級
	心臓機能	1級、3級	
	じん臓機能	1級、3級	
	呼吸器機能	1級、3級	
	ぼうこう又は直腸機能	1級、3級	
小腸機能	1級、3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級		
肝臓機能	1級～3級		
療育手帳	①、A		
精神障害者保健福祉手帳	1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ)		
戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。		

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833



令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。

消費税「軽減税率制度」説明会

①5月20日(月) 14:00～15:30

5月21日(火) 10:30～12:00

14:00～15:30

②越谷市中央市民会館(越ヶ谷4-1-1)5階

③越谷税務署法人課税第一部門

☎048-965-8111

※自動音声で2番を選択してください。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



※一定の一体資産は、飲食料品に含まれません。